

議案第157号

松原市道路線の認定について

次の松原市道路線の認定については、承諾するものとする。

認定路線名	起点 終点
松原市道 三宅大堀東西線	松原市三宅中5丁目241番の1地先 同 市大堀3丁目193番の16地先

令和元年9月18日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

松原市道路線の認定について、別紙のとおり松原市長から承諾を求めてきたので、道路法第8条第4項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙)

令和元年7月5日

大阪市長 松井 一郎 様

松原市長 澤井 宏文 印

松原市道路線の認定について(照会)

標題の件について、下記のとおり松原市道路線の認定を行いたいので、道路法第8条第3項及び第4項の規定により承諾の程よろしくお願いいたします。

記

認定路線名	起点	大阪市域内の区間
	終点	
松原市道 三宅大堀東西線	松原市三宅中5丁目 241番の1地先	大阪市平野区長吉川辺 4丁目840番の2地先
	松原市大堀3丁目 193番の16地先	大阪市平野区長吉川辺 4丁目898番の3地先

添付書類省略

(参考)

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 省 略

2 省 略

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 省 略

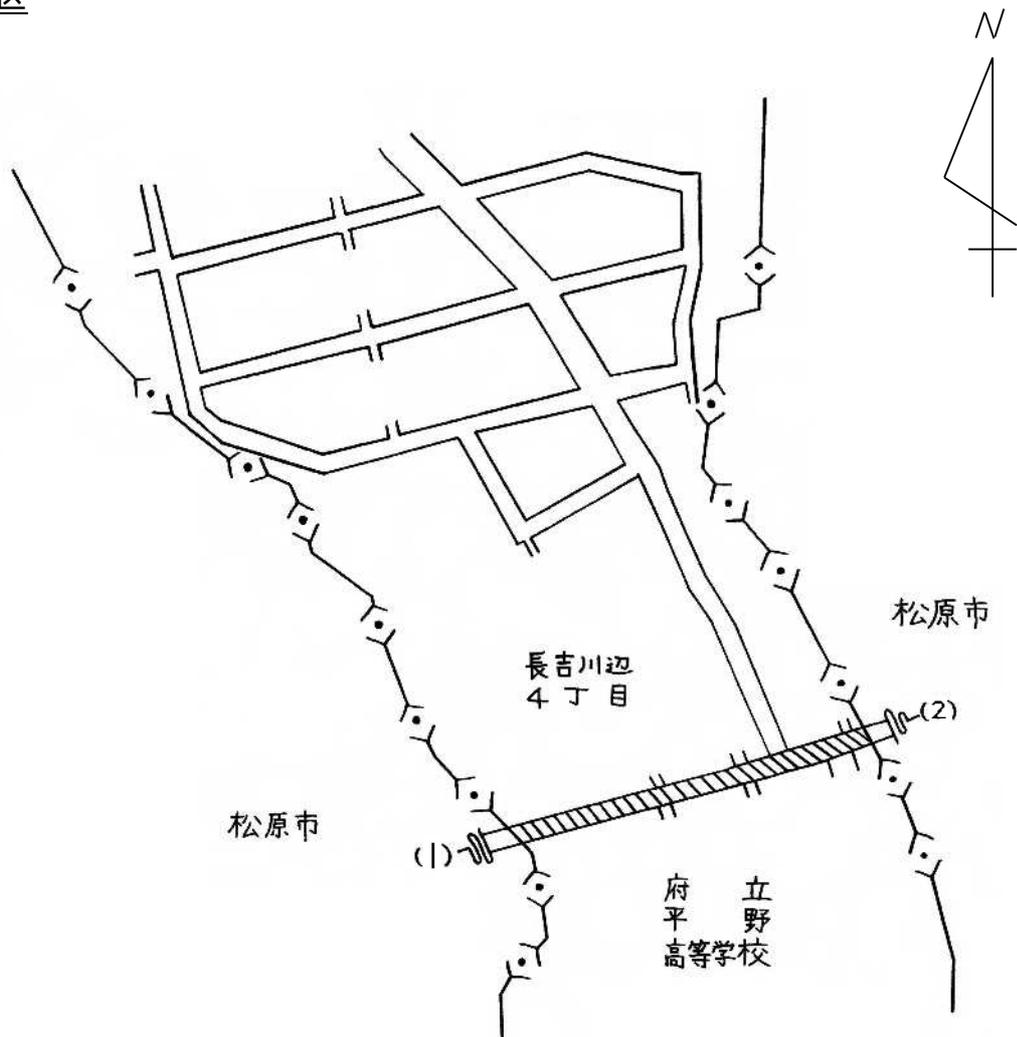
参 考 図

凡 例

 松原市長が認定する路線のうち大阪市域に存する部分

— . — . — 市 界

平 野 区



説 明

三宅大堀東西線
(1) (2)間